

(案)

収入

印紙

[収集運搬・処分用]  
産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（委託者）

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目

氏 名 札幌市長 秋元 克広

印

収集運搬・処分業者（受託者）

住 所

氏 名

印

受託者の事業範囲

(積み込み場所)

(荷下ろし場所)

収集運搬業許可番号

(許可都道府県政令市名) (札幌市・北海道)

(北海道)

許可品目 (積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む)

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	その他( )
特別管理産業廃棄物 (感染性産業廃棄物)								

処分業許可番号

第

号

(許可都道府県政令市名) (札幌市)

委託者と受託者は、委託者の事業場から排出される特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(受託者の事業範囲及び許可証の添付)

第1条 受託者の事業範囲は上記及び別表1-1、別表1-2のとおりであり、受託者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可を更新した場合、又は許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、更新後又は変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第2条 委託者が、受託者に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

2 委託者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別紙1「廃棄物データシート(WDS)」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

3 委託者は、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

(保管)

第3条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。)に定める保管基準を遵守し、かつ、第7条第

1 項に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(業務の流れ及びマニフェスト)

- 第4条 受託者は、契約期間中、各排出事業場に感染性医療廃棄物専用容器を常時4個配置すること。
- 2 受託者は、委託者があらかじめ各排出事業場に配置してある容器(各事業場4個)を使用し業務を開始すること。また、契約期間内の最終運搬及び処分終了時には、各事業場に設置されていた容器について契約当初と同様に原状復旧すること。原状復旧の際は、容器に受託者名を表示しないこと。
  - 3 前各号の容器はプラスチック製で積み重ね可能な蓋付きの密閉容器(20リットル)とし、外側に赤、橙、黄、計3種類のバイオハザードマークを表示すること。
  - 4 廃棄物回収時、受託者は委託者から交付されたマニフェストに必要事項を記載し、委託者の押印(又はサイン)を受けること。その際、受託者はA票を控えとして委託者に渡すこと。
  - 5 受託者は、廃棄物を受託者の事業場に搬入の都度、B1票、B2票に必要事項を記載し、B2票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1票を保管する。また処分が完了したときは、受託者はC1(処分業者保管)票及びD票に必要事項を記載した後、D票を処分終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、C1票を5年間保存する。
  - 6 受託者は、中間処分完了から10日以内にD票を委託者に送付する。
  - 7 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストのE票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE票を委託者に送付する。
  - 7 委託者は、受託者から送付されたB票(受託者から送付されている場合はB4及びB6票)、D票及びE票を、A票とともに5年間保存する。

<マニフェスト記載事項>

各 欄	記載項目
産業廃棄物	荷姿 : <b>プラスチック容器</b> 産業廃棄物の名称 : <b>救急廃棄物</b> 有害物質等 : <b>感染性</b> 処分方法 : <b>焼却</b>
運搬受託者	氏名又は名称、住所・電話番号等 <b>※受託業者による</b>
運搬先の事業場(処分事業場)	名称、住所・電話番号等 <b>※受託業者による</b>
処分受託者	名称、住所・電話番号等 <b>※受託業者による</b>
積替え又は保管	氏名又は名称、住所・電話番号等 <b>※受託業者による</b>

(検査)

- 第5条 受託者は、各月の処理を委託された廃棄物の処理が完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、前条第6項のE票及び月ごとの回収状況(別紙2)、本市所定の完了届(役務-第9号様式)の提出をもって行うこととする。
  - 3 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に役務内容の検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
  - 4 受託者は、第3項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(収集運搬・処分に係る請負代金及び支払い)

- 第6条 委託者の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する20リットルあたりの契約金額(以下「契約単価」という。)は、別表1-2のとおりとし、契約単価に月ごとの第4条第1項から第3項に掲げる専用容器の数を乗じて得た金額を請負代金とする。
- 2 受託者は、委託者から救急廃棄物回収処理要請の連絡を受けた当日もしくは、翌日(国民の休日等は除く)までに回収し、適切な輸送、保管及び処理をすること。
  - 3 受託者は、役務の成果について前条第3項の検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、各月の請負代金の支払いを請求することができる。
  - 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の請負代金を支

払わなければならない。

- 5 委託者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 6 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の請負代金から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

（最終処分に係る情報）

- 第7条 当該廃棄物に係る最終処分場の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分方法及び施設の処理能力は、別表1-2の最終処分欄のとおりとする。
- 2 委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
- 3 別表1-2に記載する最終処分場の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

- 第8条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。
- 2 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（法令等の遵守）

- 第9条 受託者は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬及び処分を行わなければならない。委託者もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（委託者の義務と責任）

- 第10条 委託者は、受託者から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（受託者の義務と責任）

- 第11条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から受託者の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。
- 2 受託者は委託者から委託された業務が終了した後、その都度、直ちに書面をもって、委託者に報告しなければならない。ただし、当該書面は、マニフェストのD（処分終了）票をもって代えることができる。
- 3 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。
- 4 受託者は、委託を受けている廃棄物の収集・運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難のおそれがあるとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2に定める事由が生じたときは、10日以内に、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、事由が生じた年月日及び当該事由の内容を記載した書面により委託者に伝えなければならない。
- 5 受託者は前項の規定による委託者に対する通知の写しを、当該通知の日から5年間保存しなければならない。

（業務の調査等）

- 第12条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

- 第13条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等で定める再委託基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12）に従い、あらかじめ委託者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第14条 委託者及び受託者は、契約期間及び最終処分の変更等については、協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第15条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第16条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額(別表1-2に掲げる予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)の100分の10以上としなければならない。

(契約の解除)

第17条 委託者及び受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。

2 ただし、委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

イ 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、委託者の指定する許可を有する別の業者に受託者の費用をもって処分を行わせなければならない。ただし、委託者の文書による承諾を得た時には、その残っている廃棄物についての処分の業務を受託者自らが行うことができる。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わしめるものとし、受託者に対してその負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(契約保証金の返還)

第18条 委託者は、受託者が履行期間中のすべての役務を完了し、第5条第3項の検査に合格したときは、契約保証金を変換しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 委託者は、受託者又は受託者の役員等(株主等の受託者への支配力を有する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、前条第2項第1号の規定によることとする。

(協議)

第20条 委託者及び受託者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1-1 (第1条、第2条、第4条関係)

排出事業場番号	排出事業場名称(部署所名)	所在地	連絡先	排出する廃棄物の種類
1	警防部救急課救急指導係	中)北11条西13丁目	736-1238	特別管理産業廃棄物(感染性)
2	警防部消防救助課消防航空係	石狩市新港東2丁目	0133-62-4119	特別管理産業廃棄物(感染性)
3	札幌市消防学校教務課	西)八軒10条西13丁目	616-2262	特別管理産業廃棄物(感染性)
4	中央消防署	中)南4条西10丁目	215-2130	特別管理産業廃棄物(感染性)
5	豊水出張所	中)南8条西2丁目	518-9119	特別管理産業廃棄物(感染性)
6	山鼻出張所	中)南23条西10丁目	561-2416	特別管理産業廃棄物(感染性)
7	幌西出張所	中)南11条西21丁目	561-2419	特別管理産業廃棄物(感染性)
8	北消防署	北)北24条西8丁目	737-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
9	あいの里出張所	北)あいの里2条1丁目	774-0119	特別管理産業廃棄物(感染性)
10	篠路出張所	北)篠路2条4丁目	771-2510	特別管理産業廃棄物(感染性)
11	新光出張所	北)新琴似1条12丁目	764-8844	特別管理産業廃棄物(感染性)
12	東消防署	東)北24条東17丁目	781-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
13	栄出張所	東)北46条東14丁目	751-1381	特別管理産業廃棄物(感染性)
14	札苗出張所	東)東苗穂4条2丁目	782-7019	特別管理産業廃棄物(感染性)
15	苗穂出張所	東)北8条東11丁目	750-0119	特別管理産業廃棄物(感染性)
16	白石消防署	白)南郷通6丁目北	861-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
17	菊水出張所	白)菊水上町1条3丁目	811-1615	特別管理産業廃棄物(感染性)
18	北郷出張所	白)北郷3条6丁目	871-8235	特別管理産業廃棄物(感染性)
19	厚別消防署	厚)厚別中央1条5丁目	892-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
20	厚別西出張所	厚)厚別西3条5丁目	894-3119	特別管理産業廃棄物(感染性)
21	豊平消防署	豊)月寒東1条8丁目	852-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
22	平岸出張所	豊)平岸1条11丁目	831-3901	特別管理産業廃棄物(感染性)
23	西岡出張所	豊)西岡4条6丁目	852-5119	特別管理産業廃棄物(感染性)
24	清田消防署	清)平岡1条1丁目	883-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
25	北野出張所	清)北野7条5丁目	881-5171	特別管理産業廃棄物(感染性)
26	南消防署	南)真駒内上町5丁目	581-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
27	定山溪出張所	南)定山溪温泉西2丁目	598-2384	特別管理産業廃棄物(感染性)
28	藤野出張所	南)藤野2条3丁目	593-1119	特別管理産業廃棄物(感染性)
29	西消防署	西)発寒10条4丁目	667-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
30	八軒出張所	西)八軒1条東3丁目	612-0119	特別管理産業廃棄物(感染性)
31	西野出張所	西)西野3条2丁目	661-1812	特別管理産業廃棄物(感染性)
32	手稲消防署	手)手稲本町2条5丁目	681-2100	特別管理産業廃棄物(感染性)
33	前田出張所	手)前田6条5丁目	694-6119	特別管理産業廃棄物(感染性)

※ 定山溪出張所は、令和3年10月以降に南区定山溪温泉西1丁目に移転予定

別表 1-2 (第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 7 条関係)

排出 事業場 番号	契約単価 (円)	予定数量 (年)	受託者の事業範囲			最終 処分 右欄の 番号	最終処分に関する情報
	収集運搬・処分		処分 方法	処理能力又は 埋立容量	施 設 の 所 在 地		
1 ~ 3 3	200あたり 円	24,8280					① 管理型埋立 (許可品目) ) 所在地 (住所、施設名等) 方 法 (許可番号 ) 処理能力 (許可期限 )
		(kg・l・m <sup>3</sup> ・t )					
		(kg・l・m <sup>3</sup> ・t )					
		(kg・l・m <sup>3</sup> ・t )					② 管理型埋立 (許可品目) ) 所在地 (住所、施設名等) 方 法 (許可番号 ) ) 処理能力 (許可期限 )
		(kg・l・m <sup>3</sup> ・t )					
		(kg・l・m <sup>3</sup> ・t )					
契約期間中の 合計予定金額	円	契約期間は第 8 条記載のとおり					③ (安定・管理・遮断・再生 ・他 ) 所在地 (住所、施設名等)  方 法 (許可番号 ) 処理能力 (許可期限 )
備考 上記金額は、消費税及び地方消費税の額を含みます。  予定数量については、過去の実績を考慮して算出した量であり、令和 3 年度中に 排出される量ではありません。							④ (安定・管理・遮断・再生 ・他 ) 所在地 (住所、施設名等)  方 法 (許可番号 ) 処理能力 (許可期限 )

別表2（第2条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート）の伝達方法		
委託者	担当者所属・氏名	札幌市消防局警防部救急課救急係・岸山 孝一郎
	文書の伝達方法及び伝達先（該当欄にチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> F A X （011-271-0610 ）
		<input checked="" type="checkbox"/> e-mail （kyukyu.shobo@city.sapporo.jp）
		<input checked="" type="checkbox"/> 郵送（〒064-8586） 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局警防部救急課救急係
	緊急時の連絡先	011-215-2070（直通）
	営業時間	8：45～17：15
休業日	土・日・祝日・年末年始	
受託者	担当者所属・氏名	
	文書の伝達方法及び伝達先（該当欄にチェック）	<input type="checkbox"/> F A X （ ）
		<input type="checkbox"/> e-mail （ @ ）
		<input type="checkbox"/> 郵送（〒 - ）
	緊急時の連絡先	（代表・直通）（内線）
	営業時間	～
休業日		

## 廃棄物データシート (WDS)

(記入者/記入日) 岸山 孝一郎 / 令和 3 年 月 日

1	提供年月日	令和 3 年 月 日 提供					
2	廃棄物名称	感染性廃棄物					
3	排出事業者(窓口)	名称	札幌市消防局警防部救急課救急係	TEL	011-215-2070	FAX	011-271-0610
		住所	〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目	部課名	警防部救急課	担当者	岸山 孝一郎
4	廃棄物種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input checked="" type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他( )					
		5	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 ( 感染性医療廃棄物専用容器<蓋付きプラスチック製(20リットル)> )			
6	予定数量	スポット	( ) 個				
		継続	( 24,828 ) 個/随時				
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 ( 有・無・不明 )	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input checked="" type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性				
		2) 品質安定性 経時変化( 有・無 )	有る場合は具体的に記入				
8	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用(ガスマスク種類: 吸収缶種類: ) <input checked="" type="checkbox"/> 手袋着用( ) <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
		2) 異常処置	① 応急措置	<input type="checkbox"/> 吸入時( ) <input checked="" type="checkbox"/> 皮膚付着時( 洗浄 ) <input checked="" type="checkbox"/> 目に入った場合( 洗浄 ) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合( )			
			② 漏洩対策	除去方法( 消毒液を使用 ) 除去作業に関する注意(ポリ袋等で厳重に覆う )			
9	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	感染性医療廃棄物専用容器<蓋付きプラスチック製(20リットル)>					
10	その他の情報	① サンプルの提供の有無 ( 有 無 ) ② 産業廃棄物の発生工程など ( 有 無 ) 工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入するとともに、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。					

様

月中の救急廃棄物排出量を以下のとおり報告します。

月中の救急廃棄物総排出量	リットル
救急廃棄物排出量の累計	リットル

	部署所名	月 計	累 計	部・署の月計
1	札幌市消防学校教務課	リットル	リットル	リットル
2	警防部消防救助課消防航空係	リットル	リットル	リットル
3	警防部救急課救急指導係	リットル	リットル	リットル
4	中央消防署	リットル	リットル	リットル
5	豊水出張所	リットル	リットル	
6	山鼻出張所	リットル	リットル	
7	幌西出張所	リットル	リットル	
8	北消防署	リットル	リットル	リットル
9	あいの里出張所	リットル	リットル	
10	篠路出張所	リットル	リットル	
11	新光出張所	リットル	リットル	
12	東消防署	リットル	リットル	リットル
13	栄出張所	リットル	リットル	
14	札幌出張所	リットル	リットル	
15	苗穂出張所	リットル	リットル	
16	白石消防署	リットル	リットル	リットル
17	菊水出張所	リットル	リットル	
18	北郷出張所	リットル	リットル	
19	厚別消防署	リットル	リットル	
20	厚別西出張所	リットル	リットル	リットル
21	豊平消防署	リットル	リットル	リットル
22	平岸出張所	リットル	リットル	
23	西岡出張所	リットル	リットル	
24	清田消防署	リットル	リットル	
25	北野出張所	リットル	リットル	リットル
26	南消防署	リットル	リットル	リットル
27	定山溪出張所	リットル	リットル	
28	藤野出張所	リットル	リットル	
29	西消防署	リットル	リットル	
30	八軒出張所	リットル	リットル	リットル
31	西野出張所	リットル	リットル	リットル
32	手稲消防署	リットル	リットル	
33	前田出張所	リットル	リットル	